

6 高土政第1481号
令和 7 年 3 月19日

土 木 部 各 課 長
土木部各出先機関長 様

土 木 部 長

委託業務における総合評価方式に関する取扱要領の
一部改正について（通知）

このことについて、委託業務における総合評価方式に関する取扱要領（令和 6 年 3 月18日付け 5 高土政第1444号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

技術評価項目及び基準のうち、管理技術者の評価について、「技術者資格」、「継続学習制度（C P D）の取得」及び「手持ち業務量」の評価基準等を改正、担当技術者の評価について、「技術者資格」及び「継続学習制度（C P D）の取得」の評価基準等を改正、照査技術者の評価について、「技術者資格」及び「同種・類似業務の成績評点」の評価基準等を改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

6 高土政第1481号
令和 7 年 3 月19日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監査委員事務局長

} 様

土 木 部 長

委託業務における総合評価方式に関する取扱要領の
一部改正について（参考送付）

このことについて、委託業務における総合評価方式に関する取扱要領（令和 6 年 3 月18日付け 5 高土政第1444号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、参考までに送付します。
なお、改正内容は、下記のとおりです。

記

1 主な改正内容

技術評価項目及び基準のうち、管理技術者の評価について、「技術者資格」、「継続学習制度（C P D）の取得」及び「手持ち業務量」の評価基準等を改正、担当技術者の評価について、「技術者資格」及び「継続学習制度（C P D）の取得」の評価基準等を改正、照査技術者の評価について、「技術者資格」及び「同種・類似業務の成績評点」の評価基準等を改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

委託業務における総合評価方式に関する取扱要領

令和 7 年 3 月
高知県 土木部

委託業務における総合評価方式に関する取扱要領

1.はじめに

委託業務については、指名競争入札又は一般競争入札による価格競争により事業者を選定し業務成果を求めてきた中、入札におけるくじ引きや成果品の不具合が発生するなど、業務成果の品質低下が懸念されてきたところである。

平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)では、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすとされている。また、平成 17 年 8 月に閣議決定された「品確法の基本方針」では、価格と品質(技術的能力)が総合的に優れた内容の契約がなされるよう求められている。

さらに、令和元年 6 月の改正では、公共工事に関する調査等について広く品確法の対象として位置付けられた。

本県においては、令和 6 年度から委託業務にける総合評価方式を導入し、価格に加え技術の評価することにより、技術力が低い者が落札しにくく、より高い技術力を持つ者が有利になることで品質向上を期待するものである。

この取扱要領は、委託業務における総合評価方式を施行するにあたっての基本的事項を定めたものであり、本方式を効率かつ円滑に実施することを目的としている。

2.適用

土木部における以下の委託業務に、原則、適用する。

・測量業務	委託対象金額が 1,500 万円以上
・土木関係建設コンサルタント業務	委託対象金額が 1,500 万円以上
・地質調査業務	委託対象金額が 500 万円以上
・上記以外の業務	所属長が必要と認めるもの

3.総合評価方式の選定

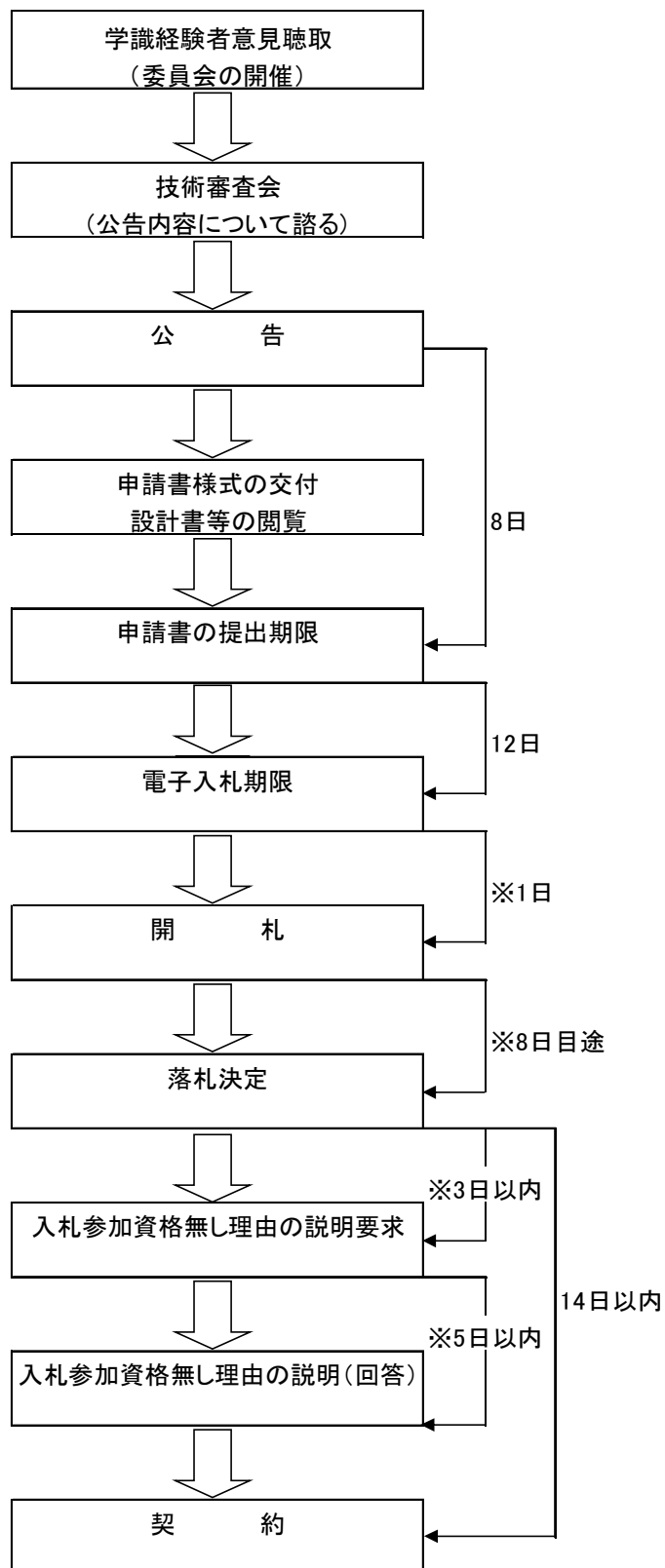
委託業務の特性(規模、内容、技術的な工夫の余地など)に応じて、企業評価型、技術提案型のいずれかの総合評価方式を選定する。

4.実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は、次のとおりである。

なお、所要日数は、目安であり委託業務の内容に応じて変化する可能性がある。

[企業評価型(電子入札)の手順]



※県の閉庁日を含まない。

落札決定まで合計(標準) 29日

※案件によって、公告から開札日までの
期間は延長される。

※技術提案型の所要日数は個別に検討する。

5.算定基準

(1)算定方法

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 品質確保評価点

価格評価点 = $30 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

技術評価点 = $30 \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価の配点の合計})$

品質確保評価点 = 技術評価点の満点を品質確保評価点の満点として設定する。

(2)落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじによる。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札調査を実施した上で落札者候補を決定する。この場合、低入札基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等の調査に協力しなければならない。

6.技術評価項目及び配点

評価項目				配点
企業の評価	資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	10
		地域性	地理的条件	10
			地域貢献度	5
		担い手育成	若手・女性技術者の雇用	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5
	指名除外の状況		指名停止の措置	－5
管理技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
			手持ち業務量	5
		地域性	地理的条件	5
			県内在住状況	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5

担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	3
		継続教育取組実績	CPDの取得状況	3
		業務経験	同種・類似業務の実績	3
			手持ち業務量	3
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	5
技術提案				30

7.技術評価項目及び基準

評価項目		評価基準	配点
企業	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品)※注 1	有	10
		無	0
	地理的条件 (高知県内に主たる営業拠点又は 契約可能な従たる営業拠点)※注 2	主たる営業拠点 有	10
		従たる営業拠点 有	5
		営業拠点 無	0
	地域貢献度 (高知県との災害協定)※注 3	有	5
		無	0
	若手・女性技術者の雇用 (管理技術者になり得る資格を有する 若手(41 歳未満)・女性技術者の雇用)※注 4	有	5
		無	0
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業務(高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省(四国地方整備局管内)発注業務)であって、同種・類似業務のもの)※注 1,注 5	79 点以上	10
		77 点以上 79 点未満	8
		75 点以上 77 点未満	6
		73 点以上 75 点未満	4
		71 点以上 73 点未満	2
		71 点未満	0
	業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注業務の最低点)※注 6	有	－5
		無	0
	指名除外の状況 (指名停止の措置)※注 12	有	－5
		無	0

管理 技術者	技術者資格 ※注 7	技術士又はRCCMの資格 有	5
		国土交通大臣の認定を受けている者又は地質調査技士の資格 有	3
		上記の資格 無	0
	継続学習制度(CPD)の取得 (過去4年間の単位数)※注 8	150 単位(ポイント)以上	5
		150 単位(ポイント)未満	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品)※注 1	有	5
		無	0
	手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む))※注 9	0 件又は1 件	5
		2 件又は3 件	4
		4 件又は5 件	3
		6 件又は7 件	2
		8 件又は9 件	1
		10 件以上	0
	地理的条件 (過去 3 年間に完了・納品した業務で、当該 業務地域(土木事務所管内)での実績)※注 10	有	5
		無	0
	県内在住状況 (高知県内に在住の技術者)※注 11	県内在住	5
		県外在住	0
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業務(高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省(四国地方整備局管内)発注業務)であって、同種・類似業務のもの)※注 1,注 5	79 点以上	10
		77 点以上 79 点未満	8
		75 点以上 77 点未満	6
		73 点以上 75 点未満	4
		71 点以上 73 点未満	2
		71 点未満	0
	業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注 業務の最低点)※注 6	60 点未満 有	－5
		60 点未満 無	0

担当 技術者	技術者資格 ※注 7	技術士又はRCCMの資格 有	3
		国土交通大臣の認定を受けている者又は地質調査技士の資格 有	2
		上記の資格 無	0
	継続学習制度(CPD)の取得 (過去4年間の単位数)※注 8	150 単位(ポイント)以上	3
		150 単位(ポイント)未満	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品)※注 1	有	3
		無	0
	手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む))※注 9	0 件	3
		1 件又は 2 件	2
		3 件又は 4 件	1
		5 件以上	0
照査 技術者	技術者資格 ※注 7	技術士又はRCCMの資格 有	5
		国土交通大臣の認定 有	3
		上記の資格 無	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品)※注 1	有	5
		無	0
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業務(高知県発注業務の実績がない場合は、国土交通省(四国地方整備局管内)発注業務)であって、同種・類似業務のもの)※注 1,注 5	79 点以上	5
		77 点以上 79 点未満	4
		75 点以上 77 点未満	3
		73 点以上 75 点未満	2
		71 点以上 73 点未満	1
		71 点未満	0

注1： 同種・類似業務の設定は、委託業務の内容に応じて設定する。

また、入札実施年度の実績等(入札参加申請日までに委託業務が完了・納品し挙証資料が提出できるものに限る。)も含むこととし、技術者の評価においては、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した実績とする。

挙証資料は、(一財)日本建設情報総合センターの業務実績情報システム(TECRIS)(以下「TECRIS」という。)登録内容確認書の写し、又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等とする。

注2： 地理的条件における営業所については、公告日において、高知県内に主たる営業拠

点(本社・本店)又は契約可能な従たる営業拠点(支店・支社・事務所・営業所)がある場合に評価する。

挙証資料は、高知県内に主たる営業所を置く者は、省略できるものとする。なお、新設又は従たる営業所を置く者は、現に設置していることが確認できる資料等とする。

注3: **地域貢献度**については、入札参加申請日において、高知県との災害協定(知事名、部長名、出先機関長名(所内事務所長名を含む。))の協定)が締結されている場合に評価する。

挙証資料は、災害協定書等の写しとする。

注4: **若手技術者・女性技術者の雇用**については、次のいずれかに該当する場合に評価の対象とする。なお、公告日に申請者と直接的な雇用関係があることが必要である。41歳未満(開札日を基準とする。以下同じ。))又は女性(年齢は問わない。))の技術職員で当該業務の管理技術者になり得る資格を有する者を雇用している場合に評価する。

挙証資料は、直接的な雇用関係があることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等の写し)及び資格登録証、証明書等の写しとする。

注5: **同種・類似業務の成績評定**は、高知県(県警本部は除く。)発注委託業務の成績評定点を評価する。なお、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似業務の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとし、技術者の評価においては、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した実績とする。高知県(県警本部は除く。)発注委託業務の実績がない場合であって、国土交通省(四国地方整備局管内)発注委託業務の実績がある場合は、国土交通省(四国地方整備局管内)発注委託業務の成績評定点とする。

なお、県発注実績の状況により、競争性が確保される場合においては、高知県(県警本部は除く。)発注委託業務の成績評定点のみを対象とすることができるものとする。

挙証資料は、委託業務成績評定通知書の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等とする。

注6: **成績評定の最低点**は、高知県(県警本部は除く。)発注委託業務の成績評定点を評価する。なお、同一業種及び技術者の立場に限らず、全ての成績評定を対象として評価する。

なお、当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が60点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。

注7: **配置予定技術者の資格**は、入札参加申請日において、技術士又はRCCMの資格若しくは国土交通大臣の認定(建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定)を受けている者又は地質調査

技士を有する場合に評価する。なお、評価対象とする資格は、業種に応じて選択できるものとする。

挙証資料は、資格登録証、証明書等の写しとする。

注8: **CPDへの取組**は、建設系 CPD 協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。

なお、新卒採用等の事情により取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。

挙証資料は、令和7年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行又は証明した証明書の写し等とする。

注9: **手持ち業務量**は、公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額 500 万円以上の業務(業務種別、共同企業体としての業務を問わない。)とする。

挙証資料は、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容が確認できる資料等とする。

注 10: **地理的条件における当該業務地域での実績**は、公告に示す場所を所管する土木事務所管内において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を評価する。なお、県下一円を対象とする業務実績については、設計図書等により当該業務地域における業務実績(土木事務所管内)があるか判断するものとする。

挙証資料は、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等とする。

注 11: **県内在住状況**は、公告日において高知県内に在住する技術者を評価する。

挙証資料は、必要に応じて免許証等の住所が確認できる資料の写しを求めるものとするが、高知県内に主たる営業拠点を有する場合は、省略できるものとする。

注 12: **指名除外の状況**は、令和 6 年 4 月 1 日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札(高知県発注に限る。)において独占禁止法第3条又は刑法第 96 条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前において、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成 17 年8月高知県告示第 598 号)に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。

注 13: **総合評価の評価対象から除外する委託業務**は、別途定める。

注 14: 評価項目、評価基準、配点及び挙証資料等については、各々の入札公告に定め、記載すること。

8.品質確保の評価

委託業務低入札価格調査制度事務処理要領(令和6年3月18日付け5高土政第1437号副知事通知)により、品質確保の実効性を評価し、その優劣を評価値に反映させる。

品質確保の実効性の評価基準は、別途定める評価基準表で、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

評価項目	評価基準		配点
品質確保の評価	品質確保の実効性	良	30点
		可	15点
		不可	0点

9.評価内容の担保

技術提案型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に記載する。

実際の履行に際しては、技術提案の内容に沿って業務を実施し、提案値及び提案内容を満たすよう履行する。

受注者の責により技術提案の内容に沿って業務が実施されない場合は、次の措置を行う。

【措置方法(ペナルティー)】

技術提案型は、技術提案を対象とし、委託業務等成績評定の減点措置を行う。

委託業務等成績評定の減点にあたっては、評価項目で「その他」の項目に入力すること。

【技術提案型における委託業務等成績評定の具体的な減点措置】

技術提案の項目中、当初評価された項目と履行後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

委託業務等成績評定の減点値 $= (A - B) \times (-2)$ 点

A: 入札時の技術提案の項目数

B: Aに対して履行後の評価における技術提案の項目数

10.中立・公正な審査・評価の確保

(1)学識経験者からの意見聴取

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項及び第5項の規定並びに高知県土木部総合評価委員会設置要綱(平成

18 年9月7日付け 18 高建管第 321 号)第4条の規定に基づき、落札者の決定基準を定めようとするときには、発注者の恣意的な判断の排除及び客観性の確保のため、高知県土木部総合評価委員会(以下「委員会」という。)の委員から意見聴取を行う。この意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴き、意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ委員の意見を聴くものとする。

ただし、企業評価型については、落札者決定基準を定めようとするとき、また、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見聴取は、委員会に対して一括して諮ることができる。

意見聴取は、意見を聴く場を設ける方法等の他、個別に意見を聴く方法によることができるものとし、やむを得ない場合には、電話・ファックス・電子メール等の方法によることができるものとする。

(2)技術提案に関する秘密の保持

技術提案については、各企業の知的財産であることを考慮し、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようすること等、発注者はその取扱いに留意する。

11.情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1)入札開始時

総合評価方式を適用する業務では、入札公告等で必要な事項を記載する。

(2)落札者決定後

総合評価方式により落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 入札参加者
- ② 各入札参加者の入札価格
- ③ 各入札参加者の技術評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

「総合評価方式評価結果一覧表」にて公表を行う。

(3)苦情申立て等への対応

競争入札参加資格や技術提案資料の審査により、競争入札への参加資格がないと認められた者から、苦情の申立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、落札できなかった入札者から苦情の申立てがあったときは、申立者に対して、適切に説明することとし、更に苦情がある者に対しては、高知県入札・契約監視委員会による審議の結果を踏まえ回答する。

12.その他

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

企業の評価項目一覧表

会社名		〇〇株式会社	
評価項目	審査の有無	評価の自己申告	
		件数等	評価点
同種・類似業務の実績	有	同種業務 (平成〇年)	点
地理的条件(営業拠点)	有	主たる営業拠点	点
地域貢献度(災害協定)	有	災害協定 〇〇協会	点
若手・女性技術者の雇用	有	41歳未満(女性)の管理技術者になり得る者	点
同種・類似業務の業務成績評点	有	〇〇. 〇点	点
業務成績評点 60 点未満	有	成績評点 60 点未満	点
指名除外の状況	有	独占禁止法違反による指名停止	点
計			点

※入札参加申請等での提出にあたっては(注)以下の記載は削除して差し支えない。
別に定める場合を除き、他の様式も同様とする。

(注)

- 1 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求めない項目には「無」を選択すること。
- 2 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 4 審査を受ける項目について、企業の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあっては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあっては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。
- 6 自己申告について、虚偽の記載をしたことが判明した場合(悪意によるものに限る。)には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式一[配置予定技術者の評価項目一覧表]

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者、照査技術者) 〇〇 〇〇

評価項目	審査の有無	評価の申告	
		件数等	評価点
技術者資格	有	技術士	点
継続学習制度(CPD)の取組	有	〇〇単位	点
同種・類似業務への従事実績の有無	有	同種業務 (平成〇年)	点
手持ち業務量	有	〇件	点
地理的条件(当該業務地域)	有	〇〇土木 事務所	点
県内在住状況	有	高知県 〇〇市在住	点
従事した同種・類似業務の業務成績評点	有	〇〇. 〇点	点
業務成績評点 60 点未満	有	成績評点 60 点未満	点
計			点

(注)

- 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、届け出る技術者ごとにこの一覧表を作成すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」を、審査を求めない項目には「無」を選択すること。
- 3 自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 審査を受ける項目について、配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を、追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当項目の加点を行わない。
- 7 自己申告について、虚偽の記載をしたことが判明した場合(悪意によるものに限る。)には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式一[企業の評価に係る同種・類似業務の実績]

企業の評価に係る同種・類似業務の実績

会社名	〇〇株式会社
-----	--------

1	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
	業務内容 (概要等)	(公告で規定する同種・類似業務の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評価	〇〇. 〇点(成績評価の審査対象外の業務は「成績評価の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 1 共同企業体構成員としての履行実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似業務の成績評価を審査有として申請する場合には、成績評価の審査対象とする業務を記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等と併せて「委託業務成績評価通知書」を必ず添付すること。ただし、成績評価の審査対象外の業務については、「委託業務成績評価通知書」は必要なく、表中の成績評価欄に点数は記載せず、「成績評価の審査対象外」と記載すること。

様式一[配置予定技術者の評価に係る同種・類似業務の実績]

配置予定技術者の評価に係る同種・類似業務の実績

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者、照査技術者) 〇〇 〇〇
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
	従事期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
	従事役職	
	業務内容(概要等)	(公告で規定する同種・類似業務の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評価	〇〇. 〇点(成績評価の審査対象外の業務は、「成績評価の審査対象外」と記載すること)

(注)

- 1 同種・類似業務の成績評価を審査有として申請する場合には、成績評価の審査対象とする業務を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等と併せて「委託業務成績評価通知書」を必ず添付すること。ただし、成績評価の審査対象外の業務については、「委託業務成績評価通知書」は必要なく、表中の成績評価欄に点数は記載せず、「成績評価の審査対象外」と記載すること。

様式一[若手技術者・女性技術者の雇用]

若手・女性技術者名簿

会社名	
氏名	〇〇 〇〇
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
若手又は女性技術者	☐ 若手技術者(41 歳未満)(生年月日:) ☐ 女性技術者 ※該当する□にチェック(■または☑)
保有資格 (当該業務の管理技術者になり得る資格)	技術士(取得年及び登録番号) RCCM(取得年及び登録番号)
雇用年月日(雇用期間)	年 月 日(〇年〇月)

(注)

- 1 記載内容の確認資料として、公告日に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの(当該技術者の健康保険証等)並びに資格登録証、証明書等の写しを添付すること。
- 2 この様式は、開札日において 41 歳未満である技術者(若手技術者)又は女性技術者を雇用している場合に提出すること。若手技術者又は女性技術者を管理技術者に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。

様式一[配置予定技術者の評価に係る手持ち業務量]

配置予定技術者の評価に係る手持ち業務量

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	管理技術者(担当技術者) 〇〇 〇〇
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
手持ち業務量	〇〇件

1	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	従事役職	
〇	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	従事役職	
〇	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	従事役職	
9	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日
	従事役職	

(注)

- 1 手持ち業務量(公告日時点の請負金額 500 万円以上)が 1 件から 9 件の場合において、審査有として申請する場合には、対象とする業務を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録状況の一覧(業務従事実績情報一覧等)又は TECRIS 登録内容確認書の写し若しくは契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等を必ず添付すること。ただし、手持ち業務量が 0 件又は 10 件以上である場合には、手持ち業務量の件数まで記載し、確認資料等の添付は必要ない。
- 3 発注者による審査において TECRIS 登録内容の確認により、自己申告及び確認資料と相違(申請後の契約変更による相違は含まない。)が確認された場合は、当該項目の加点を行わない(0 点)。

様式一[地理的条件における当該業務地域での業務実績]

地理的条件における当該業務地域での業務実績

会社名	〇〇株式会社
技術者職・氏名	管理技術者 〇〇 〇〇
技術者 ID	TECRIS 確認用 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

1	業務名(業務番号)	〇〇業務(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	履行場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇千円
	履行期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
	従事期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名(出資比率)
	従事役職	
	業務内容(概要等)	

(注)

- 1 公告に示す場所を所管する土木事務所管内において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、TECRIS 登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等を必ず添付すること。

委託業務における総合評価方式に関する取扱要領主な新旧対照表（本文のみ）

新

旧

1～5（略）

1～5（略）

6. 技術評価項目及び配点

6. 技術評価項目及び配点

評価項目				配点
企業の評価	資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	10
		地域性	地理的条件	10
			地域貢献度	5
		担い手育成	若手・女性技術者の雇用	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5
	指名除外の状況		指名停止の措置	－5
管理技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
			手持ち業務量	5
		地域性	地理的条件	5
			県内在住状況	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5
担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	3
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	3
		業務経験	同種・類似業務の実績	3
			手持ち業務量	3
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	5
技術提案				30

評価項目				配点
企業の評価	資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	10
		地域性	地理的条件	10
			地域貢献度	5
		担い手育成	若手・女性技術者の雇用	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5
	指名除外の状況		指名停止の措置	－5
管理技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
			手持ち業務量	10
		地域性	地理的条件	5
			県内在住状況	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
			業務成績評点 60 点未満	－5
担当技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	3
		継続教育取組実績	C P D の取得状況	3
		業務経験	同種・類似業務の実績	3
			手持ち業務量	3
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5
		業務経験	同種・類似業務の実績	5
	成績	技術力	同種・類似業務の成績評点	10
技術提案				30

7. 技術評価項目及び基準				7. 技術評価項目及び基準			
評価項目		評価基準	配点	評価項目		評価基準	配点
企業	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	10	企業	同種・類似業務の実績 <u>(高知県内で)</u> 過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	10
		無	0			無	0
	地理的条件 (高知県内に主たる営業拠点又は 契約可能な従たる営業拠点) ※注 2	主たる営業拠点 有	10		地理的条件 (高知県内に主たる営業拠点又は 契約可能な従たる営業拠点) ※注 2	主たる営業拠点 有	10
		従たる営業拠点 有	5			従たる営業拠点 有	5
		営業拠点 無	0			営業拠点 無	0
	地域貢献度 (高知県との災害協定) ※注 3	有	5		地域貢献度 (高知県との災害協定) ※注 3	有	5
		無	0			無	0
	若手・女性技術者の雇用 (管理技術者になり得る資格を有する 若手 (41 歳未満)・女性技術者の雇用) ※注 4	有	5		若手・女性技術者の雇用 (管理技術者になり得る資格を有する 若手 (41 歳未満)・女性技術者の雇用) ※注 4	有	5
		無	0			無	0
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務 (高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省 <u>(四国地方整備局管内)</u> 発注業務) であって、同種・類似業務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	10		同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務 (高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省発注業務) であって、同種・類似業 務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	10
		77 点以上 79 点未満	8			77 点以上 79 点未満	8
		75 点以上 77 点未満	6			75 点以上 77 点未満	6
		73 点以上 75 点未満	4			73 点以上 75 点未満	4
		71 点以上 73 点未満	2			71 点以上 73 点未満	2
		71 点未満	0			71 点未満	0
	業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注 業務の最低点) ※注 6	有	－5		業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注 業務の最低点) ※注 6	有	－5
		無	0			無	0
	指名除外の状況 (指名停止の措置) ※注 12	有	－5		指名除外の状況 (指名停止の措置) ※注 12	有	－5
		無	0			無	0
管理 技術者	技術者資格 ※注 7	<u>技術士又は R C C M の資格</u> 有	5	管理 技術者	技術者資格 <u>(技術士又は R C C M の資格)</u> ※注 7	有	5
		<u>国土交通大臣の認定を受けてい る者又は地質調査技士の資格</u> 有	3			<u>(新設)</u>	
		<u>上記の資格</u> 無	0			無	0
	継続学習制度 (C P D) の取得 (過去 4 年間の単位数) ※注 8	<u>150</u> 単位 (ポ イ ト) 以上	5		継続学習制度 (C P D) の取得 (過去 4 年間の単位数) ※注 8	<u>80</u> 単位 (ポ イ ト) 以上	5
		<u>150</u> 単位 (ポ イ ト) 未満	0			<u>80</u> 単位 (ポ イ ト) 未満	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	5		同種・類似業務の実績 <u>(高知県内で)</u> 過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	5
		無	0			無	0

	手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む)) ※注 9	0 件又は1件	5		手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む)) ※注 9	0 件	10
		2 件又は3件	4			1 件	8
		4 件又は5件	3			2 件	6
		6 件又は7件	2			3 件	4
		8 件又は9件	1			4 件	2
		10 件以上	0			5 件以上	0
	地理的条件 (過去 3 年間に完了・納品した業務で、当該 業務地域(土木事務所管内)での実績) ※注 10	有	5		地理的条件 (過去 3 年間に完了・納品した業務で、当該 業務地域(土木事務所管内)での実績) ※注 10	有	5
		無	0			無	0
	県内在住状況 (高知県内に在住の技術者) ※注 11	県内在住	5		県内在住状況 (高知県内に在住の技術者) ※注 11	県内在住	5
		県外在住	0			県外在住	0
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務(高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省(四国地方整備局管内)発注業務) であって、同種・類似業務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	10		同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務(高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省発注業務)であって、同種・類似業 務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	10
		77 点以上 79 点未満	8			77 点以上 79 点未満	8
		75 点以上 77 点未満	6			75 点以上 77 点未満	6
		73 点以上 75 点未満	4			73 点以上 75 点未満	4
		71 点以上 73 点未満	2			71 点以上 73 点未満	2
	業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注 業務の最低点) ※注 6	71 点未満	0		業務成績評点 60 点未満 (前年度以降に完了・納品した高知県発注 業務の最低点) ※注 6	71 点未満	0
		60 点未満 有	—5			60 点未満 有	—5
		60 点未満 無	0			60 点未満 無	0
担当 技術者	技術者資格 ※注 7	技術士又は R C C M の資格 有	3	担当 技術者	技術者資格 (技術士又は R C C M の資格) ※注 7	有	3
		国土交通大臣の認定を受けてい る者又は地質調査技士の資格 有	2			(新設)	
		上記の資格 無	0			無	0
	継続学習制度(CPD)の取得 (過去 4 年間の単位数) ※注 8	150 単位(ポイント)以上	3		継続学習制度(CPD)の取得 (過去 4 年間の単位数) ※注 8	80 単位(ポイント)以上	3
		150 単位(ポイント)未満	0			80 単位(ポイント)未満	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	3		同種・類似業務の実績 (高知県内で過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	3
		無	0			無	0
	手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む)) ※注 9	0 件	3		手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む)) ※注 9	0 件	3
		1 件又は 2 件	2			1 件又は 2 件	2
		3 件又は 4 件	1			3 件又は 4 件	1

照査 技術者	技術者資格 ※注 7	5 件以上	0	照査 技術者	技術者資格 <u>(技術士又はR C C Mの資格)</u> ※注 7	5 件以上	0
		<u>技術士又はR C C Mの資格</u> 有	5			<u>有</u>	5
		<u>国土交通大臣の認定を受けてい る者又は地質調査技士の資格 有</u>	3			<u>(新設)</u>	
		<u>上記の資格</u> 無	0			無	0
	同種・類似業務の実績 (過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	5		同種・類似業務の実績 <u>(高知県内で</u> 過去 15 年間に元請として 完了・納品) ※注 1	有	5
		無	0		無	0	
	同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務 (高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省 <u>(四国地方整備局管内)</u> 発注業務) であって、同種・類似業務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	<u>5</u>		同種・類似業務の成績評点 (過去 3 年間に完了・納品した高知県発注業 務 (高知県発注業務の実績がない場合は、国 土交通省発注業務) であって、同種・類似業 務のもの) ※注 1, 注 5	79 点以上	<u>10</u>
		77 点以上 79 点未満	<u>4</u>			77 点以上 79 点未満	<u>8</u>
		75 点以上 77 点未満	<u>3</u>			75 点以上 77 点未満	<u>6</u>
		73 点以上 75 点未満	<u>2</u>			73 点以上 75 点未満	<u>4</u>
		71 点以上 73 点未満	<u>1</u>			71 点以上 73 点未満	<u>2</u>
71 点未満		0		71 点未満	0		

注 1 (略)

注 2 : 地理的条件における営業所については、公告日において、高知県内に主たる営業拠点 (本社・本店) 又は契約可能な従たる営業拠点 (支店・支社・事務所・営業所) がある場合に評価する。

挙証資料は、高知県内に主たる営業所を置く者は、省略できるものとする。なお、新設又は従たる営業所を置く者は、現に設置していることが確認できる資料等とする。

注 3 : 地域貢献度については、入札参加申請日において、高知県との災害協定 (知事名、部局長名、出先機関長名 (所内事務所長名を含む。) の協定) が締結されている場合に評価する。

挙証資料は、災害協定書等の写しとする。

注 4 (略)

注 5 : 同種・類似業務の成績評定は、高知県 (県警本部は除く。) 発注委託業務の成績評定点を評価する。なお、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似業務の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとし、技術者の評価においては、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した実績とする。高知県 (県警本部は除く。) 発注委託業務の実績がない場合であって、国土交通省 (四国地方整備局管内) 発注委託業務の実績がある場合は、国土交通省 (四国地方整備局管内) 発注委託業務の成績評定点とする。

なお、県発注実績の状況により、競争性が確保される場合においては、高知県 (県警本部は除く。) 発注委託業務の成績評定点のみを対象とすることができるものとする。

注 1 (略)

注 2 : 地理的条件における営業所については、公告日において、高知県内に主たる営業拠点又は契約可能な従たる営業拠点がある場合に評価する。

挙証資料は、高知県内に主たる営業所を置く者は、省略できるものとする。なお、新設又は従たる営業所を置く者は、現に設置していることが確認できる資料等とする。

注 3 : 地域貢献度については、入札参加申請日において、高知県との災害協定が締結されている場合に評価する。

挙証資料は、災害協定書等の写しとする。

注 4 (略)

注 5 : 同種・類似業務の成績評定は、高知県 (県警本部は除く。) 発注委託業務の成績評定点を評価する。なお、県発注実績の状況を踏まえて、同種・類似業務の実績の対象とする契約金額の基準と異なる額の基準により対象とすることができるものとし、技術者の評価においては、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した実績とする。高知県 (県警本部は除く。) 発注委託業務の実績がない場合であって、国土交通省発注委託業務の実績がある場合は、国土交通省発注委託業務の成績評定点とする。

挙証資料は、委託業務成績評定通知書の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等とする。 注6（略） 注7： 配置予定技術者の資格は、入札参加申請日において、技術士又はRCCMの資格<u>若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに基づく認定）を受けている者又は地質調査技士を有する場合に評価する。なお、評価対象とする資格は、業種に応じて選択できるものとする。</u> 挙証資料は、資格登録証、証明書等の写しとする。 注8： CPDへの取組は、建設系CPD協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。 なお、新卒採用等の事情により取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。 挙証資料は、令和7年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行又は証明した証明書の写し等とする。 注9： 手持ち業務量は、<u>公告日</u>における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額500万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。 挙証資料は、TECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容が確認できる資料等とする。 注10～注14（略） 8～11（略） 様式（略）	挙証資料は、委託業務成績評定通知書の写し及び同種・類似業務が確認できるTECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容及び業務内容が確認できる資料等とする。 注6（略） 注7： 配置予定技術者の資格は、入札参加申請日において、技術士又はRCCMの資格を有する場合に評価する。 挙証資料は、資格登録証、証明書等の写しとする。 注8： CPDへの取組は、建設系CPD協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。 なお、新卒採用等の事情により取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。 挙証資料は、令和6年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行又は証明した証明書の写し等とする。 注9： 手持ち業務量は、<u>入札参加申請日</u>における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、<u>TECRISに</u>管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額500万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。 挙証資料は、TECRIS登録内容確認書の写し又は契約書、設計図書等の契約内容が確認できる資料等とする。 注10～注14（略） 8～11（略） 様式（略）
--	---